

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和5年7月定例会

令和5年8月8日

目 次

令和5年7月定例会

8月8日（火曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
副議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程（議会案第2号）	4
提案理由の説明……………中野信吾議員	4
質疑	5
討論	5
採決	5
議案上程（議第8号及び議第9号）	6
提案理由の説明……………広域連合長	6
補足の説明……………事業課長、会計管理者	6
決算審査意見の説明……………代表監査委員	1 1
質疑	1 2
討論	1 6
採決	1 7
議案上程（議第10号及び議第11号）	1 8
提案理由の説明……………広域連合長	1 8
補足の説明……………事務局次長、事業課長	1 8
質疑	1 9
討論	2 0
採決	2 0
議案上程（議第12号）	2 1
提案理由の説明……………広域連合長	2 1
補足の説明……………事務局次長	2 1
質疑	2 2
討論	2 3
採決	2 3
議案上程（議第13号）	2 4

提案理由の説明	広域連合長	2 4
質疑		2 4
討論		2 4
採決		2 5
広域連合長あいさつ		2 5
閉会		2 6

○出席議員（13名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	中野信吾	議員
4番	村山俊雄	議員	6番	鍋倉竹志	議員
7番	吉田芳美	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	丸山重幸	議員	10番	高梨忠博	議員
11番	金子豊美	議員	12番	船山利美	議員
14番	菅井巖	議員	15番	齋藤美昭	議員
16番	石川保	議員			

○欠席議員（1名）

13番 丸山至 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	原田俊二
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	玉田芳和
事務局長	川田徹	事務局次長	石川健吾
会計管理者	武田すみ子	事業課長	伊藤明
総務係長	後藤晋介	企画財政係長	本間伸一
資格管理係長	白幡義幸	給付係長	村山美紀子

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	川田徹	事務局次長（兼務）	石川健吾
書記（兼務）	後藤晋介	書記	鈴木咲
書記	加藤優矢		

○議事日程第1号

令和5年8月8日（火）午後2時30分開議

- 第1 議席指定
- 第2 副議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議会案第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 第7 議第8号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議第9号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第9	議第10号	令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
第10	議第11号	令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第11	議第12号	山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の設定について
第12	議第13号	山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1	議席指定	
日程第2	副議長選挙	
日程第3	会期の決定	
日程第4	会議録署名議員指名	
日程第5	諸報告	
日程第6	議案第2号	山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
日程第7	議第8号	令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議第9号	令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議第10号	令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
日程第10	議第11号	令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議第12号	山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の設定について
日程第12	議第13号	山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

午後2時30分 開議

○議長（船山利美） これより、8月1日に告示召集されました令和5年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は丸山至議員であります。

出席議員は13名で定足数に達しております。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ておりますので、これを許可しておりますのでご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。この際、議事の都合上、暫時休憩いたします。

— 休 憩 —

議席指定

○議長（船山利美） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定を行います。

令和5年3月10日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた高梨忠博議員、及び令和5年6月16日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた中野信吾議員、村山俊雄議員、鍋倉竹志議員、吉田芳美議員、丸山重幸議員、金子豊美議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。

現在ご着席の議席を議席といたします。

副議長選挙

○議長（船山利美） 日程第2 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙については、指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、丸山重幸議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました丸山重幸議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、丸山重幸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました丸山重幸議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

副議長に当選されました丸山重幸議員から、ごあいさつをお願いします。

○副議長（丸山重幸） はい、議長。

○議長（船山利美） 丸山議員。

○副議長（丸山重幸） ただいま議員各位の推選により、当議会の副議長を仰せつかりました鮭川村
議会議長の丸山重幸でございます。諸先輩の方々からご指導をいただきながら、責務を全うしてい
きたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

（拍手）

会期の決定

○議長（船山利美） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（船山利美） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により議長において指名します。会議録署名議員に、2番中野信吾議員、
4番村山俊雄議員を指名します。

諸報告

○議長（船山利美） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員より、令和5年2月から令和5年7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第
292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、配付しております文書のとおり、令和5年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法
第292条において準用する同法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

議会案第2号

○議長（船山利美） 日程第6 議会案第2号「山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部
改正について」を議題といたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○2番（中野信吾） 議長。

○議長（船山利美） 中野議員。

○2番（中野信吾） ただいま上程されました議会案第2号について、提出者を代表してご説明いたします。議会案第2号「山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正」については、多様な人材の議会への参加を促進する環境整備を図る観点から、会議への欠席理由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、議案の提出及び修正等の動議の提出要件について、地方自治法との均衡を図りながら賛成者の人数の表記をより分かりやすいものとするため、改めようとするものです。なお、本規則は令和5年9月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げます。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

日程第6 議会案第2号「山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議会案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議会案第2号については、原案のとおり可決されました。

議第8号及び議第9号

○議長（船山利美） 日程第7 議第8号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第8 議第9号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第8号及び議第9号について、提案理由をご説明申し上げます。

両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、7億2,514万4,504円であり、歳出の支出済額合計は、6億3,315万495円となることから、歳入歳出差引残額は、9,199万4,009円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,577億7,553万4,771円であり、歳出の支出済額合計は、1,551億614万1,322円となることから、歳入歳出差引残額は、26億6,939万3,449円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には令和5年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） 私から「令和4年度の主要な施策の成果報告書」について、ご説明申し上げます。

ます。別冊の「主要な施策の成果報告書」をご覧くださいと思います。

はじめに1ページ「1 被保険者の状況」ですが、令和4年度末の被保険者数は、19万3,506人で、前年度より3,062人増加しております。なお、県内人口に占める割合は、18.76%でございます。中程には、被保険者数の推移、また年齢構成内訳を記載しております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。「3 保険給付事業」についてですが、令和4年度の給付総額は、1,490億4,995万9,304円で、前年度と比べ、率にして2.14%の増でございます。要因としまして、被保険者数の増加などにより、療養給付費が伸びていることなどでございます。

4ページをお願いいたします。「(1) 療養給付費の内訳」ですが、給付額は、1,414億8,609万8,160円で、前年度と比べ、率にして1.75%の増でございます。医科入院と入院外、及び歯科は、ともに伸びております。

次に5ページ、「(2) 療養費の内訳」ですが、給付額は、6億8,617万4,076円で、前年度と比べ、率にして5.37%減でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。参考としまして、一人当たり年間平均給付額を載せており、令和4年度の給付額の計は、77万3,408円で、前年度より伸びております。

7ページをお願いいたします。診療報酬の審査支払事務は、山形県国保連合会が実施し、手数料等を支払っております。

8ページをお願いいたします。「(5) 窓口負担割合の見直しに係る高額療養費の事前申請業務」ですが、医療機関での窓口負担割合が2割になる方の配慮措置を確実に実施するため、高額療養費振込先口座の事前申請と口座登録を行いました。対象者1万2,744人に対し、9,403件の登録が行われました。

9ページをお願いいたします。「4 保健事業」について、「(1) 健康診査事業」ですが、健康診査は、市町村に委託し実施しております。4万3,619人が受診し、委託金額は4億1,096万1,194円で、受診率は、前年度より2.17ポイント増の25.13%となっております。次に、「(2) 歯周疾患検診事業」ですが、前年度に75歳に到達した被保険者を対象者とし、山形県歯科医師会に委託して実施しております。受診者数は657人、金額は349万5,240円でございます。

10ページをお願いいたします。「(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」ですが、令和2年度からの事業で、国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を切れ目なく、介護保険の地域支援事業と一体的に実施するものであり、15市町が実施することとなりました。委託金額は、1億1,244万7,539円でございます。取組み内容としまして、重症化予防などのハイリスクアプローチと、健康教育や健康相談などのポピュレーションアプローチを実施しております。

11ページをお願いいたします。市町村保健師等による訪問指導事業を実施しておりますが、減少傾向にあります。10ページの一体的実施事業の取組みとして実施するケースが増えているためでございます。

12ページをお願いいたします。「(7) 市町村長寿・健康増進事業」ですが、この事業は、市町村が独自に行った長寿・健康増進のための保健事業に対し、補助するもので、令和4年度は村山市と舟形町において、事業を実施いたしました。343万6,212円交付しております。「(8) テレビCM広報」ですが、県内民放4局のテレビ放送において、各局1日1回、テレビCMを放送

しております。

13ページをお願いいたします。「5医療費適正化事業」について、はじめに、「(1)レセプト点検事業」ですが、山形県国保連合会に委託して実施しております。次に、「(2)療養費支給申請書内容点検事業」ですが、療養費のうち柔道整復師等に係る療養費支給申請書の請求内容点検を実施いたしました。次に、「(3)医療費通知事業」ですが、被保険者の医療制度に対する意識向上を目的に、年1回、医療機関の受診状況をお知らせする医療費通知を作成し送付しております。

14ページをお願いいたします。「(4)ジェネリック医薬品利用促進事業」ですが、被保険者の医療費負担軽減を図るため、ジェネリックに切り替えた場合に自己負担額の軽減が見込まれる被保険者7,290人に、令和4年8月に自己負担額の差額通知を送付しております。また、被保険者証更新時には、医療機関に提示する「後発医薬品カード」も配布しております。次に、「(5)第三者行為求償事務事業」ですが、交通事故などにより第三者から傷害を受け、保険証を使って医療機関を受診した場合の医療費について、第三者へ請求する事務を山形県国保連合会に委託しております。収納額としまして、第三者納付金は、1億4,391万9,831円となっております。

15ページをお願いいたします。「6標準システム運用支援」についてですが、後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、標準システムの運用及び保守管理を山形県国保連合会に委託しております。

次に、「7被保険者証の交付」についてですが、被保険者証の一斉更新等により被保険者証などを交付するため、作成及び封入封かん業務を委託し、実施いたしました。さらに、制度改正により窓口負担割合2割が導入されましたので、10月にも一斉更新を行い、合計2回交付いたしました。

16ページをお願いいたします。「8制度広報事業」についてですが、「(1)①制度広報」としまして、被保険者へのリーフレット配布、市町村窓口等でのパンフレットの配置、ポスター掲示、ホームページによる広報など、制度広報に努めました。「②医療制度改正の広報」としまして、窓口負担割合の見直しにあたり、被保険者、市町村及び医療機関等に対し、国が作成したリーフレットを配布し、広報に努めました。また、新聞広告を行い、広く県民へ周知いたしました。

17ページをお願いいたします。「9山形県長寿医療懇談会」についてですが、懇談会は、当広域連合が行う後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見を聞くため、設置されております。令和4年度は12月9日に開催し、後期高齢者医療制度の概要及び運営状況、第3期保健事業実施計画の策定などについて、懇談していただきました。なお、懇談会の委員数は10名で、任期は2年間となっております。

令和4年度の主要な施策の成果につきましては、以上でございます。

引き続き、令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算につきまして、会計管理者の武田がご説明いたします。

○会計管理者（武田すみ子） 議長。

○議長（船山利美） 武田会計管理者。

○会計管理者（武田すみ子） それでは、議第8号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一

般会計歳入歳出決算認定について」及び議第9号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、その概要をご説明申し上げます。

議案書別冊の歳入歳出決算書、2ページ・3ページをご覧ください。はじめに、一般会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額7億2,519万6千円に対し、調定額、収入済額とも、7億2,514万4,504円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ・5ページをご覧ください。歳出合計の予算現額7億2,519万6千円に対し、支出済額は、6億3,315万495円であり、不用額は9,204万5,505円でございます。

6ページ・7ページをご覧ください。特別会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額1,578億7,230万9千円に対し、調定額は、1,577億7,784万5,860円であり、収入済額は、1,577億7,553万4,771円、収入未済額は231万1,089円でございます。

8ページ・9ページをご覧ください。歳出合計の予算現額、1,578億7,230万9千円に対し、支出済額は、1,551億614万1,322円であり、不用額は、27億6,616万7,678円でございます。詳細につきまして、歳入歳出決算事項別明細書でご説明申し上げます。

12ページ・13ページをご覧ください。はじめに、一般会計歳入でございますが、「1款 分担金及び負担金」は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額とも6億2,933万8千円でございます。「2款 財産収入」は、財政調整基金の利子で、収入済額は636円でございます。「3款 繰入金」の収入済額はございません。

14ページ・15ページをご覧ください。「4款 繰越金」は、令和3年度からの繰越金で、収入済額は、9,510万9,206円でございます。「5款 諸収入」は、1項、2項を合わせまして、調定額、収入済額とも、69万6,662円でございます。

次に16ページ・17ページをご覧ください。歳出でございますが、「1款 議会費」の支出済額は、53万7,011円でございます。「2款 総務費」は、「1項 総務管理費」から、18・19ページの「2項 選挙費」、20・21ページの「3項 監査委員費」を合わせまして、支出済額は、2億7,124万9,056円であり、約1,800万円の不用額となっております。これは、総務管理費で、派遣職員人件費負担金などが、見込みを下回ったためでございます。

20・21ページ中段の「3款 民生費」の支出済額は、3億6,136万4,428円であり、約6,800万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込みを下回ったためでございます。「4款 予備費」の支出はございません。

22ページ・23ページをご覧ください。次に「特別会計」歳入でございますが、「1款 分担金及び負担金」は、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金などで調定額、収入済額とも、261億4,235万6,729円となっております。「2款 国庫支出金」は、「1項 国庫負担金」、次のページの「2項 国庫補助金」を合わせまして、収入済額は、529億3,310万7,042円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ増となっております。

26ページ・27ページをご覧ください。「3款 県支出金」の収入済額は、125億7,874万7,659円でございます。

28ページ・29ページをご覧ください。「4款 支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は、592億8,121万5千円でございます。「5款 特別高額医療費共同事業交付

金」の収入済額は、6,510万6,724円でございます。特別高額医療費共同事業交付金が、見込みを下回ったため、予算現額に比べ減となっております。「6款 財産収入」は、医療給付費等準備基金の利子で、収入済額は9万8,291円でございます。

30ページ・31ページをご覧ください。「7款 繰入金」は、「1項 一般会計繰入金」の収入済額が3億6,136万4,428円、「2項 基金繰入金」の収入済額が、17億2,500万円で、合わせまして20億8,636万4,428円でございます。「8款 繰越金」は令和3年度からの繰越金で、収入済額は45億3,637万8,454円でございます。

32ページ・33ページをご覧ください。「9款 諸収入」は、「1項 延滞金、加算金及び過料」、「2項 預金利子」、「3項 雑入」を合わせまして、収入済額は、1億5,216万444円でございます。なお、「3項 雑入」で、収入未済額が231万1,089円ございますが、これは、窓口一部負担割合変更による返納金などの未納分で、年度内までに納付されなかった分でございます。件数は18件となっております。また、予算現額に比べ、収入済額が増となっておりますが、交通事故に伴う第三者納付金が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

次に34ページ・35ページをご覧ください。特別会計の歳出でございますが、「1款 総務費」の支出済額は、4億3,218万9,760円であり、約4千万円の不用額となっております。これは、通信運搬費や第三者行為求償事務委託料などが見込みを下回ったことによるものでございます。

36ページ・37ページをご覧ください。「2款 保険給付費」でございますが、「1項 療養諸費」、「2項 審査支払手数料」、次のページ38・39ページの「3項 高額療養諸費」、「4項 その他医療給付費」を合わせまして、支出済額は、1,494億3,740万7,166円であり、約24億5,400万円の不用額となっております。予算に対する執行率は、98.38%でございます。これは、療養給付費及び療養費などで、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

40ページ・41ページをご覧ください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」の支出済額は、6,392万4,171円でございます。これは、特別高額医療費共同事業拠出金が見込みを下回ったことによるものでございます。

「4款 保健事業費」の支出済額は、次の42・43ページをご覧ください。支出済額は、5億4,887万8,330円で、約2億2,800万円の不用額となっております。これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料や市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助金などが見込みを下回ったことによるものでございます。「5款 基金積立金」の支出済額は、15億2,145万1,291円でございます。

44ページ・45ページをご覧ください。「6款 諸支出金」の支出済額は、31億229万604円でございます。なお、「3目 償還金」は、過年度分療養給付費負担金等返還金で国・県・支払基金・市町村に返還したものでございます。「7款 予備費」の支出はございません。

続きまして、48ページをご覧ください。「実質収支に関する調書」でございます。一般会計の「3 歳入歳出差引額」は、9,199万4千円でございます。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございません。結果、「5 実質収支額」は、9,199万4千円でございます。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

49ページをご覧ください。特別会計「3 歳入歳出差引額」は、26億6,939万3千円で

ございます。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございません。結果、「5 実質収支額」は、26億6,939万3千円でございます。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

52ページをご覧ください。「財産に関する調書」でございますが、「1 公有財産」、「3 債権」につきましてはございません。「2 物品」につきましては、決算年度中における増減はございません。「4 基金」の「(1) 財政調整基金」でございますが、これは、年度間における財源の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、積み立てているものでございます。「決算年度中増減高」636円の増は、預金利子の積立によるものでございます。結果、「決算年度末現在高」は、2,019万4,758円でございます。「(2) 給付費等準備基金」でございますが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため、積み立てているものでございます。「決算年度中増減高」の2億354万8,709円の減は、令和3年度剰余金の積立及び預金利子積立による増と特別会計への繰り出しによる減によるものでございます。結果、「決算年度末現在高」は、37億963万669円でございます。

以上、令和4年度決算の概要についての説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

ただいま、会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。再開は、15時25分といたします。

————— 休 憩 —————

決算審査意見の説明

○議長（船山利美） 再開いたします。

次に、議第8号及び議第9号の議案2件に関して、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（玉田芳和） 議長。

○議長（船山利美） 玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和） 議第8号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び議第9号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の決算審査の概要につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の令和4年度歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月21日付けで広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、55ページ、「第3 審査の方法」に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して調製され、その計数は正確であり、予算の執行状況、経理事務、財産の管理等についても、全体として適正に処理されているものと認められました。決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略いたします。

現時点において、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となりはじめ、被保険者数の増加が加速している影響、さらには、コロナによる受診控えの傾向が従前に戻ってきていることなどから、給付費の増加がみられますが、一方では保険料率の改定等もあり、決算における各会計の実質収支額は概ね例年通りとなっています。しかし、今後も被保険者数が増加の一途を辿る一方で、それを支える現役世代の減少はより一層顕著になっていくことから、後期高齢者医療制度は引き続き、厳しい財政運営が続いていくことが予想されます。そのような中であっても、県内各市町村や関係機関との連携を密にして、効果的な保健事業の推進や医療費の適正化などに引き続き尽力され、常に将来を見据え、持続可能な高齢者医療制度を目指し運営に努められることを望み、決算審査の意見といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。
上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） 特別会計の事項別明細書の中で、「6款 財産収入」の財産運用収入であります。これは基金をもとにした基金利子として理解しているのですが、37億円の利息がこれだけかということで、腑に落ちないのでお聞かせいただきたいです。

令和2年には、118万9,768円、令和3年は、62万4,550円ですが、令和4年度は、9万8,291円となっている理由をお聞かせください。

○会計管理者（武田すみ子） 議長。

○議長（船山利美） 武田会計管理者。

○会計管理者（武田すみ子） 菅井議員のご質問にお答えいたします。基金の利子について、令和4年度の収入額が大変少ないのではないかというご質問だったと思います。準備基金につきましては、定期預金にて運用をしている状況であります。令和3年度以降、金利の方が非常に下がっておりまして、それまでの10分の1を切るような状況でございますので、このような金額となっております。ご理解をお願いしたいと思います。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） 定期預金の利息利子が非常に低金利だということから、この金額だということ
で間違いないということですね。

先ほどの協議会でもお聞きしましたが、保健事業について伺います。高齢者の保健事業と介護予
防の一体的実施事業に向けた事業、細目の10ページ、11ページを見ると、特に10ページには、
高齢者に対する個別支援のところに、重複・頻回の受診とか、重症化予防の取り組みとか、それぞ
れ県独自に行ってきたものがこちらに踏まえられているということも理解できます。ただ、予算額
に見合った事業になっていない。特に、重複・頻回受診者の訪問、昨年度は、広域の実施人数で
11人、15万6,800円。予算額が282万円ですので、ほぼ到達していない。高齢者の保健事
業と介護予防の一体的実施事業では、今回15市町やっているということではありますが、やられて
いるところとやられていないところの実態を掴んでいる範囲で教えてください。主要な施策の成果
報告書の10ページ、11ページです。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） ただいまの菅井議員のご質問にお答えいたします。訪問指導事業、特に重複・
頻回受診者の指導事業ということで、資料は、成果報告書10ページ、11ページ関係のご質問か
と思います。一体的事業の方で、重複・頻回受診の方の指導をしておられる自治体が4市町ほどと
なっております。前年は、2市町でしたので、一体的実施の中で重複・頻回受診されている方に「ど
うなっていますか」、「健康状態の方は大丈夫ですか」というのを、多くの市町村が手掛けていらっ
しゃって、実績としては増えているという状況です。11ページの保健師等による重複・頻回事業
は毎回やっているもので、市町村と契約をしてデータを提供したうえで回っていただいているもの
ですが、その中のいくつかが一体的実施事業の方に移行して契約をしていただいておりますので、
取り組んでらっしゃる市町村が11ページでは減っていますが、その分一体的実施の方は増えてい
るというのを全体的な流れと掴んでいただければと思います。よろしくお願いたします。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） 予算現額に対して、独自にやってきたものはおっしゃる形で減っているとい
うのも分かりますが、それにしても予算に見合った事業規模にはなっていないと、私は認識してい
ます。実施しているところに、私が先ほど指摘した、頻回受診の多い山形市や米沢市は入っているの
でしょうか。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） ただいまの菅井議員のご質問にお答えいたします。保健事業の一体的実施の方は、山形市さんが準備段階ということで、これから契約してスタートさせていただく状況でございます。これまでの重複・頻回の訪問事業につきましては、打ち合わせ等させていただいておりますが、なかなか市町村保健師さんの方で手が回らない状況で、補完する意味で民間の事業所の保健師さんにデータを提供して、山形市の被保険者の方でそういった訪問指導事業が必要な方につきましては回らせていただいているというような現状です。山形市の被保険者の方にも令和4年度は訪問指導事業の方をさせていただいている状況でございます。以上です。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） 了解しました。ただ、レセプトデータの分析のとおり、まだまだそこに及んでいないという課題はあるかと思しますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点お聞きしたいのですが、同じ資料の12ページの「市町村長寿・健康増進事業」についてです。これも傾向を見ると、対象の市町村数が伸び悩んでいる。今回は村山市さん、舟形町さん、前年度もどうだったのか分かりませんが、2市町村。これらを県内の市町村が広く実施できるものになっているのか、そしてどのような取り組みが事業にあたるのか、予算現額で2,800万円を予定していて、340万円ということになっています。すべて国庫支出金にあたるものですので、市町村が行うこういった事業を実施して、健康寿命を伸ばすとか、負担を減らすといったところに役立てていくうえで実施状況を含めて教えていただきたいです。

○議長（船山利美） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） ただいまの菅井議員のご質問にお答えいたします。こちらの「市町村長寿・健康増進事業」については、議員からご指摘あったとおり、国庫支出金、特別調整交付金が充当できますので大いに活用いただきたくPRしているのですが、市町村の皆様方の方で様々な事情を抱えており、昨年もその前も村山市さんと舟形町さんが高齢者を対象とした保健事業を継続されておまして、助成の方に結びついている状況でございます。我々としましては、もう少し裾野を広げまして様々な市町村に活用していただきたいという考えでおりますが、それぞれの市町村の考えがあるということでこのような状況になっており、今後も推移を見守っていきたく考えているところです。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） この2市町が例年やられているということで、この実施されている「健康教室の開催」というのは、具体的にどのような中身で、これをPRしても市町村が手を挙げないという要因とは何でしょうか。

○議長（船山利美） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） 菅井議員のご質問にお答えいたします。村山市につきましては、クアハウス基点という施設を抱えておりますので、こちらを活用しました健康教室、フレイル予防などの事業活動を継続しております。より高齢者の方へターゲットを絞った事業ということで、この事業に合致するというご活用いただいている状況でございます。舟形町につきましては、広く町民の方に健康意識を醸し出していただくということで、健康づくりカレンダーというものを保健師さん中心に作っていただいておりますので、配布することで健診をはじめ、いろんな保健事業に役立てていらっしゃるというところがございます。

市町村の方で増えない要因、ということで大変難しい質問ではありますが、衛生部門、保健師の部門としましては、市民・町民・村民の方、全体を考えた事業を企画していただいている傾向にあるので、高齢者だけに特化したものというとなかなか絞り切れない。65歳以上の方につきましては、介護予防事業、市町村総合事業などもメインとしてありますので、そういったものを考えながら市町村の方で色々考えていらっしゃるということも遠い要因となって、ピンポイントに後期高齢のものだけに限らず、色々なことを考えて、事業をやっているのが現状だと認識しているところであります。以上です。

○議長（船山利美） よろしいですか。

○14番（菅井巖） はい。

○議長（船山利美） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） ただいま提案されております、議第9号の「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、同意できませんので反対の理由を述べます。

まず、この度の決算については、令和4年度・5年度の保険料率が引き上げられたことで、この決算となります。私、保険料率引き上げの時、また、それに伴う4年度予算に反対をいたしました。その時、例年の決算の繰り越しの黒字、そして基金積立、これらが行われてきた実態などを指摘して保険料率の引き下げ、据え置きを求めました。令和4年度決算においても26億6,939万円の繰り越し、37億963万円の基金これらもあります。保険料の負担増にせず、出来たのではないかと考えます。先ほど、冒頭の協議会での説明では、令和4年度の保険料として増えたのが2億円ちょいということでしたので、十分カバーできたのではないかと思います。

昨年10月に医療費の窓口負担が2割化されております。年金収入の算定により、僅かな差で、窓口の負担が倍になる方もおり、配慮措置はとられておりますけれども、負担増が深刻で受診抑制の要因となっております。全国では、加入者の約2割370万人、本県では今日の資料にありますとおり2万6,641人の方々が、負担増になっております。保険加入者の暮らし、税の負担が深刻であります。全日本民主医療機関連合会、「民医連」と申しますが、今年の3月に75歳以上の医療費2割化実施後のアンケート調査を行っております。2割化となったことで、「負担感が大変増加している」と、多くの方々が「命に直結する医療を削ることはできない」と、今まで通り受診をするとしております。その中で、対応としては「預金を切り崩す」、「光熱費を削って受診する」、「食費を削って受診する」、預金や生活費を削るということを余儀なくされている状況。また、「受診そのものをためらうという方」、「これ以上切り詰められない」という声、先ほど申したとおり、受診抑制、ひいては医療へのアクセス、手遅れ事案、これらが発生する可能性もあろうかと思います。こうした方々からは、「長生きが罪なのか」、「高齢になってからお金を生まなければ医療に掛かれないのか」と、怒りの声も報告されていると記載されております。

ご承知のとおり、毎月のように食料品、電気、ガス、ガソリンなど暮らしに関わる物価が高騰しております。当然高齢者の暮らし、年金が唯一の収入という方々が大変多くおりますが、僅かしか上がっていません。高齢者の暮らしがひっ迫するという状況が続いているわけです。再三、私が申し上げたとおり、後期高齢者医療制度の後期高齢者負担率は10%、2年毎の見直しのたびにこの負担率が上げられ、令和4年度には、この広域連合も負担率を上げたわけです。昨年度、今年度が、11.72%。先ほどの協議会では、令和6年度、7年度の保険料率算定の方針、見通しもお聞きしましたが、引き上げを前提としたものに今後なる、こうしたことに非常に危機感を覚えています。

これ以上の負担増をするべきではないと、私は考えます。現役世代と今の高齢者と保険制度を分断するやり方、後期高齢者医療制度の根本的矛盾の解決、何よりも国庫負担の割合を引き上げていく、このことを強く求めていく必要があると考えます。また、レセプトデータの分析により、保健事業の頻回受診や重複投薬などの状況をしっかり掴み、大きな自治体での見直しを図っていただくことで、財政改善をしていくこと、これらも必要だと考えます。指導を担う保健師の充足、広域連合としても市町村の課題等もしっかりと踏まえた運営をしていくべきだと私は考えます。

以上、申し述べ、本議案には賛成できませんので、反対といたします。

○議長（船山利美） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ほかになしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

初めに、日程第7 議第8号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第8号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第7 議第8号については、原案のとおり認定されました。

○議長（船山利美）

次に、日程第8 議第9号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を起立により採決します。

お諮りします。

ただいまの議第9号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第8 議第9号については、原案のとおり認定されました。

議第10号及び議第11号

- 議長（船山利美） 日程第9 議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10 議第11号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

- 連合長（佐藤孝弘） 議長。

- 議長（船山利美） 佐藤連合長。

- 連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第10号及び議第11号について、提案理由をご説明申し上げます。議第10号の一般会計補正予算につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,199万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億9,367万2千円とするものであります。

議第11号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29億1,660万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,613億4,970万7千円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

- 事務局次長（石川健吾） 議長。

- 議長（船山利美） 石川事務局次長。

- 事務局次長（石川健吾） 議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ・4ページをお願いいたします。歳入、歳出予算にそれぞれ、9,199万4千円を増額計上し、予算総額を8億9,367万2千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和5年度歳入歳出予算事項別明細書」で、ご説明申し上げます。

事項別明細書の、3ページ・4ページをお願いいたします。歳入補正につきましては、「4款1項1目 繰越金」に、令和4年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額9,199万4千円を増額計上するものであります。本年度の繰越金とするための補正となります。

歳出補正につきましては、「2款1項1目 一般管理費」のうち「22節 償還金利子及び割引料」に、令和4年度事務費負担金精算に伴う各市町村への返還金として、9,199万4千円を増額計上するものであります。

議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」については、以上でございます。

なお、特別会計の議第11号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） 続きまして、議第11号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ・7ページをお願いいたします。歳入歳出予算に、それぞれ29億1,660万3千円を増額計上し、予算総額を1,613億4,970万7千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「事項別明細書」でご説明申し上げます。

事項別明細書の、7ページ・8ページをお願いいたします。はじめに、歳入補正につきまして、「1款1項2目 療養給付費負担金」のうち「2節 過年度分療養給付費負担金」に、令和4年度療養給付費負担金の精算に伴い市町村から追加納付いただく7,520万8千円を増額計上するものでございます。「3款1項1目 療養給付費負担金」のうち「2節 過年度分療養給付費負担金」に、令和4年度療養給付費負担金の精算に伴い県から追加交付いただく1億2,236万2千円を増額計上するものでございます。「3款1項2目 高額医療費負担金」に、令和4年度療養給付費負担金の精算に伴い県から追加交付いただく4,964万円を増額計上するものでございます。

「8款1項1目 繰越金」に、令和4年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額26億6,939万3千円を増額計上するものでございます。

9ページ・10ページをお願いいたします。次に、歳出補正につきまして、「5款1項1目 医療給付費等準備基金積立金」に、令和4年度剰余金の12億1,739万3千円と市町村から追加納付いただく7,520万8千円、及び県から追加交付いただく1億7,200万2千円を合計した14億6,460万3千円を積立てるため、増額計上するものでございます。「6款1項3目 償還金」に、療養給付費等実績に基づき令和4年度分療養給付費負担金等を精算し、国、支払基金、市町村に返還するため、14億5,200万円を増額計上するものでございます。

以上、議第10号及び議第11号についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） 特別会計の基金積立について伺います。新たに14億円の基金積立を行うわけですが、補正後の基金残高がどのくらいになるのか、教えてください。

○議長（船山利美） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） はい、菅井議員のご質問にお答えいたします。補正後の医療給付費等準備基金積立金の残高についてですが、34億4,957万2,585円を見込んでいます。以上です。

○議長（船山利美） よろしいですか。ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

初めに、日程第9 議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第10号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美） 次に、日程第10 議第11号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 議第11号については、原案のとおり可決されました。

議第12号

○議長（船山利美） 続きまして、日程第11 議第12号「山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の設定について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第12号について、提案理由をご説明申し上げます。議第12号「山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例」につきましては、当広域連合の債権をより適正かつ効率的に管理するため、必要な事項を定めようとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（船山利美） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 議第12号「山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の設定」についてご説明申し上げます。

議案書8ページから10ページをお願いいたします。債権管理につきましては、これまでも、地方自治法や地方自治法施行令などの関係法令に基づき、適正に行ってきたところでありますが、管理のより一層の適正化、効率化を図り、円滑な行財政運営を目的として、本条例を制定するものであります。条例では、広域連合の債権について、管理に関する基本的な事項や、地方自治法施行令の確認規定を設けるほか、事実上徴収が困難な債権について、放棄できる要件を定め、要件に合致

して放棄した場合は議会に報告するというものであります。施行期日は令和5年9月1日からとし、施行日以前に発生した広域連合の債権につきましても適用されることとしております。

以上、議第12号についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） この債権管理条例によって、新たに広域連合として予測される債権というのはどういうもの、あるいは、どれくらいの規模になるのか、その辺想定されているものがあれば教えてください。

○議長（船山利美） 答弁を求めます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（船山利美） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 菅井議員のご質問にお答えします。債権というものは常に変動しております。収入未済額というものが債権というのであれば、先ほど説明させていただきました令和4年度の決算書上、3月末時点ですが、約230万円、件数としては18件ということになりますが、こちらの方は先ほども申しましたとおり常に変動しており、徴収に取り組んでいるものでございます。

○議長（船山利美） よろしいですか。

○14番（菅井巖） 議長。

○議長（船山利美） 菅井議員。

○14番（菅井巖） より厳格化することによって、これまで市町村が担ってきたものを直接広域連合がやるという意味合いなのでしょうか。

○議長（船山利美） 答弁を求めます。石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 菅井議員のご質問にお答えいたします。元々、広域連合の債権というものの自体は、市町村で担っているということではなくて、広域連合で担っております。後期高齢者医療制度関係で市町村に債権があるのは、保険料となっております。それ以外の制度に関する債権につきましては、広域連合で担っておりまして、元々棲み分けができております。

○議長（船山利美） よろしいですか。
ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。
日程第11 議第12号「山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の設定について」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第11 議第12号については、原案のとおり可決されました。

議第13号

○議長（船山利美） 続きまして、日程第12 議第13号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を上程いたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、関係議員は退席をお願いいたします。

（中野信吾議員 除斥）

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第13号について、提案理由をご説明申し上げます。議第13号につきましては、当広域連合監査委員のうち、広域連合議員から選出された長谷川幸司委員の任期が、去る4月30日をもって満了したため、新たに中野信吾議員を委員に選任することについて、同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

日程第12 議第13号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第13号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第12 議第13号については、原案のとおり同意されました。

（中野信吾議員 着席）

○議長（船山利美） 以上で本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（船山利美） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） 広域連合議会7月定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日の7月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御認定、御同意をいただきまして誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、施行から15年が経過し、制度の定着が図られてきているものと考えておりますが、本年には団塊の世代の約7割が後期高齢者に移行することが見込まれているなど、少子高齢化の加速により、給付費は増加の一途を辿ることが予測され、今後は、一層厳しい制度運営を迫られていくこととなります。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、市町村や関係機関との連携を深め、制度の健全で安定した運営に努めるとともに、保健事業の充実強化等により、被保険者の方々の健康保持・増進を、より一層進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(船山利美) 以上で、令和5年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

午後4時10分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 船山 利美

署名議員 中野 信吾

署名議員 村山 俊雄